



令和8年8月18日（火） 第10423号

■ 目 次

ページ

規 則

- 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課） 2
- 群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 2
- 群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 2

告 示

- 知事指定薬物の指定（薬務課） 4

選挙管理委員会告示

- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示の一部改正 4

監 査 委 員 公 告

- 監査結果の公表 5
- 監査結果に基づく措置状況 7

落 札

- 落札者等の決定（デジタルトランスフォーメーション課） 25

■ 規 則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第六十号

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十六年群馬県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第六号中「交付」の下に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八條第二項の規定による指定難病にかつてゐる旨の証明若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九條の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九條の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかつてゐる旨の証明」を加える。

第十三条第一項第三号中「交付」の下に「難病の患者に対する医療等に関する法律第七條第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八條第二項の規定による指定難病にかつてゐる旨の証明若しくは児童福祉法第十九條の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九條の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかつてゐる旨の証明」を加える。

別記様式第七号中「あて」を「宛て」に改め、「交付」の次に「難病の患者に対する医療等に関する法律第七條第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八條第二項の規定による指定難病にかつてゐる旨の証明若しくは児童福祉法第十九條の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九條の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかつてゐる旨の証明」を加える。

附 則

1 この規則は、令和八年九月一日から施行する。
2 改正後の第九條第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第十三條第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後の群馬県総合スポーツセンターの使用について適用し、同日前の群馬県総合スポーツセンターの使用については、なお従前の例による。

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十八日

群馬県規則第六十一号

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成三年群馬県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八條第二項の規定による指定難病にかつてゐる旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九條の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九條の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかつてゐる旨の証明の交付を受けた者及びその介護者一名が使用するとき。 条例別表に規定する使用料の全部の額

第六條第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年九月一日から施行する。
2 改正後の第六條第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後の群馬県立ふれあいスポーツプラザの使用について適用し、同日前の群馬県立ふれあいスポーツプラザの使用については、なお従前の例による。

群馬県立ゆうあいピック記念温泉水の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第六十二号

群馬県立ゆうあいピック記念温泉水の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立ゆうあいピック記念温泉水の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年群馬県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八條第二項の規定による指定難病にかつてゐる旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九條の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九條の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかつてゐる旨の証明の交付を受けた者及びその介護者一名が使用するとき。 条例別表に規定する使用料の全部の額

群馬県知事 山本 一 太

定する使用料の全部の額
第六条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

附 則

- 2 1 この規則は、令和八年九月一日から施行する。
改正後の第六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後の群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの使用について適用し、同日前の群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの使用については、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第183号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

群馬県知事 山 本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N,N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1Fe-LSD）及びその塩類
- (2) N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン（通称名Fluetonitazene）及びその塩類
- (3) N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン（通称名Isobutonitazene）及びその塩類
- (4) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン（通称名5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年8月19日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第60号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月18日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

表みなかみ町選挙管理委員会の項中

「	みなかみ町カルチャーセンター	利根郡みなかみ町上牧 1 7 3 5	を
	みなかみ町観光会館	利根郡みなかみ町湯原 4 5 5	
	みなかみ町新治農村環境改善センター	利根郡みなかみ町湯宿温泉 2 2 7 2－4 9	
」			
「	みなかみ町カルチャーセンター	利根郡みなかみ町上牧 1 7 3 5	に改める。
」			

■ 監査委員公告

◎監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年8月18日

群馬県監査委員 石 原 栄 一
同 平 田 稔
同 金 子 渡
同 秋 山 健太郎

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和6年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和7年5月31日まで）
令和7年度会計（令和7年4月1日から監査基準日まで）
 - (2) 監査対象機関 地域機関等28機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 4件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和8年5月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川森林事務所 (令和8年7月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部環境森林事務所 (令和8年5月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡森林事務所 (令和8年7月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡森林事務所 (令和8年7月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻環境森林事務所 (令和8年6月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

利根沼田環境森林事務所 (令和8年7月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部環境事務所 (令和8年4月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生森林事務所 (令和8年6月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部農業事務所 (令和8年5月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 (令和8年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻農業事務所 (令和8年5月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所 (令和8年5月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部農業事務所 (令和8年7月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋土木事務所 (令和8年5月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和8年5月19日)	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項において、地域機関等の長は、会計管理課長が指定する日までに証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。 当該機関は、証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成せず、屋外広告物許可申請手数料に係る事務を所管する課長に、5件分（19,200円）の誤りがある証紙消印実績報告書を提出していた。
伊勢崎土木事務所 (令和8年6月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所 (令和8年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中土木事務所 (令和8年6月29日)	(注意事項) 群馬県道路占用料徴収条例（以下「道路条例」という。）第3条第1項の規定により、道路占用の期間が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の道路占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとされている。 当該機関では、道路条例に基づき、道路占用の許可を受けた者から道路占用料を徴収しているが、令和6年度及び令和7年度継続分の道路占用料について、道路条例で規定する期限内に徴収（調定及び納入の通知）をし

	ていないものがあった。
藤岡土木事務所 （令和8年6月29日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 （令和8年5月19日）	（注意事項） 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。 当該機関は、道の駅「しもにた」の合併浄化槽運転に係る下仁田町負担額について、道の駅「しもにた」の維持管理に関する協定書及び道の駅「しもにた」浄化槽費用負担に関する覚書に基づき、子メーターにより電気使用量を算定し、負担金として徴収している。当該子メーターは有効期間（平成25年8月）が超過していたが、令和7年12月までの間、取引又は証明に使用できない状態のまま、電気使用量の算定に用いていた。
中之条土木事務所 （令和8年6月25日）	（注意事項） 建設工事請負契約約款第35条第7項の規定により、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第8項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定めるとされている。 当該機関では、請負代金額の減額に伴う前払金の超過額5,500円を返還させていなかったが、両者の間で協議を行っていなかった。
沼田土木事務所 （令和8年6月29日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 （令和8年6月29日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生土木事務所 （令和8年5月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林土木事務所 （令和8年6月25日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
上信自動車道建設事務所 （令和8年5月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
八ッ場ダム水源地域対策事務所 （令和8年5月15日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年8月18日

群馬県監査委員 石 原 栄 一

同 平 田 稔
同 金 子 渡
同 秋 山 健太郎

監 査 対 象 機 関	館林美術館
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日（群馬県報第10370号）監査公表第1号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県財務規則第226条第1項において、物品管理者は必要がなくなった物品について廃棄をしようとするときは、不用の決定をしなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、物品を受領したときは、備品については備品管理台帳に記録しておかなければならないとされており、同規則第214条において、その管理する備品1点ごとに備品整理票その他適当な方法により品目、番号及び所属名を表示しなければならないとされている。 当該機関は、平成29年度に取得したAED（自動体外式除細動器）について、不用の決定をせずに廃棄していた。また、令和7年3月に購入したAEDについて、事務調査日（同年10月9日）において備品管理台帳に記録しておらず、備品管理票を貼付していなかった。
講 じ た 措 置	平成29年度に取得したAEDについて、令和7年10月10日付で物品不用兼廃棄決議票により不用の決定を行った。また、同年3月に購入したAEDについて、同年10月10日付で備品管理台帳に記録を行い、備品管理票を貼付した。 再発防止のため、備品の廃棄又は取得について群馬県財務規則等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	館林保健福祉事務所
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日（群馬県報第10370号）監査公表第1号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県財務規則第93条第1項第4号において、災害等緊急経費は、四半期分の額の範囲内で前渡することができることとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、資金前渡された災害等緊急経費について、事務調査日（令和7年10月23日）現在において、第1四半期の精算を行っていないかった。
講 じ た 措 置	再発防止のため、群馬県財務規則に基づく前渡金の精算に係る事務について関係職員で確認を行い、確実かつ遅滞なく行うよう周知徹底を図った。 今後は、複数の職員により確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	農林大学校
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日（群馬県報第10370号）監査公表第1号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取得日、品名及び保管場所等の事項を記録しておかなければならないとされている。

	当該機関では、事務調査日（令和7年10月16日）時点において、備品管理台帳に記録されている備品11, 233件のうち、14件について備品台帳の保管場所で現物を確認することができなかった。
講 じ た 措 置	現物確認ができなかった備品14件について、事務調査日以降に再確認を実施した結果、うち5件は台帳記載の保管場所にて現物を確認した。残る9件については、廃棄済であることを確認したため、群馬県財務規則等に基づく処理を行った。 再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、備品の廃棄に際しての事前報告や、使用後の所定の場所への返却を徹底し、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	鳥獣被害対策支援センター
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日（群馬県報第10370号）監査公表第1号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県財務規則第93条第1項第2号において、社会参加費は、四半期分の額の範囲内で前渡することができることとされ、同規則第95条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、資金前渡された社会参加費について、事務調査日（令和7年10月16日）現在において、第1四半期の精算を行っていなかった。
講 じ た 措 置	当該社会参加費について、事務調査終了後速やかに、精算を行った。 再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	高崎北高等学校
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日（群馬県報第10370号）監査公表第1号
監 査 の 結 果	（注意事項） 地方自治法施行令第154条において、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないこととされている。 また、群馬県財務規則（以下「規則」という。）第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行い、規則第44条第1項において、収入調定者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入通知書、領収済通知票、収入票及び領収証書を作成して納入に送付し、規則第40条第2項において、減少額について調定するときは、関係書類に基づいて、調定減額兼戻出回議書を作成することとされている。 当該機関は、令和6年4月1日付で分掌している教育財産である土地に電柱等5本を使用許可したが、申請者の住所を誤って許可を行った。このため、令和7年度分の土地使用料を誤った住所で調定し、納入通知書を送付したため、納入に到達しなかった。さらに、10月まで土地使用料が未納である事実を把握していなかった。 また、当該調定を取り消して再度の調定による納入通知書の作成を行わず、納期限を変更した納付書を作成し、納入に送付していた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。また、歳入の調定や調定額の変更、納入状況の確認において複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	桐生高等学校
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日(群馬県報第10370号) 監査公表第1号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて(通知)(平成29年3月22日教育委員会教育長)」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定を準用して計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和7年11月13日)現在において2台の子メーターの有効期間(令和6年1月、令和6年2月)が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、279,864円過少に徴収していた。
講 じ た 措 置	電気料の算定事務について、再発防止を図るため、行政財産使用許可事務取扱要領ののっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	藤岡中央高等学校
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日(群馬県報第10370号) 監査公表第1号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。

	なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて（通知）（平成29年3月22日教育委員会教育長）」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定を準用して計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和7年11月20日）現在において3台の子メーターの有効期間（令和5年12月、令和6年1月、令和6年2月）が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、241,035円過少に徴収していた。
講 じ た 措 置	電気料の算定事務について、再発防止を図るため、行政財産使用許可事務取扱要領ののっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	農村整備課
監査結果の公表年月日	令和8年2月10日（群馬県報第10370号）監査公表第2号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 農山漁村地域整備交付金交付要綱第14において、都道府県知事又は市町村長は、農山漁村地域整備交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならないとされている。 当該機関は、令和5年度農山漁村地域整備交付金について、令和6年度への繰越予定分26,600,000円を含んだ額を当該年度の概算払請求額として国に過大に請求した。 そのため、令和6年度への繰越が認められず、国庫金26,600,000円の歳入不足が生じた。 （指摘事項） 群馬県処務規程第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これを処理してはならないとされている。 当該機関は、農山漁村地域整備交付金に係る年度終了実績報告書（令和5年度分）について、決裁責任者の決裁を受けずに関東農政局に提出していた。
講 じ た 措 置	（指摘事項） 再発防止を図るため、農山漁村地域整備交付金交付要綱等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、概算払請求額を誤ることのないよう、複数の職員により繰越予定額及び請求すべき額の確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。 （指摘事項） 再発防止を図るため、群馬県処務規程等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員により各業務の進捗状況を共有するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	高崎行政県税事務所
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適

	合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、使用実績が不明なときは、要領算式3により算定した額を使用者に負担させることとされている。 当該機関は、行政財産使用許可に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和7年12月10日)現在において、1台の子メーターの有効期間(令和3年3月)が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、609,603円過大に徴収していた。
講 じ た 措 置	令和7年12月10日の事務調査を受け、令和8年3月14日に有効期限切れの子メーターを交換した。 電気料の算定事務について、計量法等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に改めて周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	藤岡行政県税事務所
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日(群馬県報号外第16号)監査公表第7号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和8年1月16日)現在において子メーターの有効期間(令和6年3月)が超過していたが使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、70,057円過少に徴収していた。
講 じ た 措 置	令和8年1月16日の事務調査を受け、同月27日に有効期限切れの子メーターを交換した。 電気料の算定事務について、計量法等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に改めて周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、再

	発防止に努めることとした。
--	---------------

監 査 対 象 機 関	自然史博物館
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日(群馬県報号外第16号) 監査公表第7号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和8年1月21日)現在において1台の子メーターの有効期間(令和5年10月)が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、41,550円過少に徴収していた。
講 じ た 措 置	事務調査後、該当の自動販売機設置に係る貸付契約者に要請し、令和8年2月に新しい子メーターに交換された。 電気料の算定事務について、計量法等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に改めて周知を図った。 今後は、職員が容易に識別できる形で、子メーターの有効期間表示情報の共有を図り、再発防止に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	女性相談支援センター
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日(群馬県報号外第16号) 監査公表第7号
監 査 の 結 果	(注意事項) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第68条第1項において、支出命令者は、経費を支出しようとする場合は、規則第70条第1項各号に規定する事項を調査し、関係書類に基づき支出回議書を作成し、これを会計管理者又は出納員に送付することにより、支出命令を発しなければならないこととされている。また、規則第70条において、会計管理者又は出納員は、支出命令を受けた時は、金額の算定が適当か、支出負担行為の決議書類又は支出負担行為済通知書と支出回議書の内容とを審査し、確認をしなければならないこととされている。 当該機関は、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約において、契約書と異なる単価及び実処分量と異なる処分量で算出された請求書に基づき支払ったため、支払額が52,800円過大であった。
講 じ た 措 置	委託業者に対し返還請求を行い、令和8年3月24日全額返還を受けた。今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	藤岡保健福祉事務所
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（注意事項） 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条及び第6条の2において定められている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「規則」という。）第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。併せて、規則第18条の7により、条例第6条の2第2項についても準用することとされている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和7年6月30日に支給した期末手当及び勤勉手当の計算において、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入せず、支給額が186,538円過少となっていたため、同年7月15日に当該差額を追給した。
講 じ た 措 置	今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	衛生環境研究所
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る使用許可に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和8年1月9日）現在において子メーターの有効期間（令和4年2月）が超過していたが使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、174,363円過少に徴収していた。 （指摘事項） 地方自治法第238条の4第7項により使用許可を行った行政財産を使用者が使用する際、負担させるべき電気料の算定は、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）により、子メーターが設置されていない場合など使用者の使用する電気設備の消費電力が不明な時は、使用許可財産の属する建物について県が支払う電気料の総額から、他の使用者が子メーターにより算定し負担する電気料の総額を差し引いた額を、使用許可面積により面積割することとされ、この式で算出することが困難であり、かつ使用許可財産に係る電気器具（電灯、蛍光灯等）が特定できるときは、当該電気器具の消費電力に応じ、要領別表第4に定める額を使用者に負担させることとされている。また、特別な事情から要領に定める算定式を用いることなく、各分掌者において特殊な算定方法を用いる場合には、財産有効活用課

	長へ事前協議を行うこととされている。 当該機関は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間について揮発性有機化合物（VOC）連続測定機器設置に係る使用許可を行い、使用者が負担する電気料を徴収しているが、財産有効活用課長への事前協議を行わずに特殊な算定方法を用いて使用者が負担する電気料を算出したため、徴収すべき電気料が150,327円過少となった。
講 じ た 措 置	（指摘事項） 令和8年1月9日の事務調査を受け、同月末に有効期限切れの子メーターを交換した。 電気料の算定事務について、計量法等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に改めて周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。 （指摘事項） 当該電気料の算定において特殊な方法を用いることについて財産有効活用課と協議を行い、令和8年2月及び同年3月に承認を得た。 また、再発防止を図るため、関係法令に基づいた適正な事務処理の徹底について、関係する職員間で意識統一を行った。

監 査 対 象 機 関	しろがね学園
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県行政財産使用料条例第6条第1項の規定により、使用料は、原則として前納するとされている。また、行政財産使用許可事務取扱要領において、許可期間が複数年度に及ぶ場合には、許可期間の属する年度に応じて、許可書交付時に当該年度分の納入通知書を交付し、翌年度分以降の使用料については、当該年度当初ごとに納付させるものとするとしており、「使用許可の手引き」（県財産有効活用課作成）において、許可の始まる日が4月1日である場合には、使用料は4月中に納付することとされている。 当該機関は、電柱類を設置する者に対して令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間を使用許可し、また電話柱支線を設置する者に対して令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間を使用許可した。令和7年度分のそれらの土地使用料について、令和7年4月1日に調定回議書を作成したが、同年6月6日付けで同月26日を納期限とする納入通知書を発行していた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため定期的な調定や支出について、チェック表を作成するとともに、複数人による確認を徹底し、内部チェック体制の強化を図った。

監 査 対 象 機 関	こころの健康センター
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給額及び支給日については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第6条及び第6条の2において定められている。 当該機関は、令和2年12月1日に採用した会計年度任用職員1名について、同月2日から令和6年12月1日まで在籍した期間に係る期末手当及び勤勉手当計960,305円を、人事委員会規則で定める日に支給せず、令和7年7月10日に一括で追給していた。 また、追給した期末手当の内、令和4年12月支給相当分について、同年10月改定前の報酬額を基に支給額を計算したため、支払額が520円過少となっていた。

講 じ た 措 置	支払額が過少となっていた520円については、令和8年3月5日に支給した。 今後は期末手当及び勤勉手当の支給対象者であるかについて、発令通知書作成時及び支給前に十分確認を行い、人事委員会規則で定める日に支給する。 また、支給額についても改定額の反映状況を含め複数人で確認を行い、過不足が発生しないよう適正に支給する。
-----------	--

監 査 対 象 機 関	農業技術センター
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る使用許可に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和8年1月14日）現在において子メーターの有効期間（令和6年4月）が超過していたが使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、71,739円過少に徴収していた。 （注意事項） 群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされ、「会計事務の手引」（群馬県会計局作成）第2収入7調定の手続において、随時の収入はその原因の発生の都度直ちに調定することとされている。 当該機関は、優良種苗生産供給施設における花き種苗生産供給に関する取扱要領に基づき令和7年8月28日及び9月19日にアジサイ優良種苗を引き渡した後、同年11月6日付けで調定していた。 また、令和7年9月9日付で群馬県育成品種の利用許諾に伴う原種苗譲渡契約を締結し、当該契約に基づき同月12日及び16日にイチゴ原原苗を群馬県園芸協会に引き渡した後、同年11月7日付けで調定していた。
講 じ た 措 置	（指摘事項） 当該子メーターについては使用を直ちに中止し、令和8年3月2日に有効期間内の子メーターを設置した。 今後は、定期的な子メーターの有効期間の確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。 （注意事項） 再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	群馬産業技術センター
-------------	------------

監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。 また、「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、使用者の使用する電気設備の消費電力量が不明なときは、算式3により算定した額を使用者に負担させることとされている。 当該機関は、産業技術センターのプラスチック検定試験室、溶接検定室及び検定試験準備室の使用許可並びに東毛産業技術センターの第1開放研究室及び第2開放研究室の使用承認に伴い、当該機関が設置した子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料金として徴収している。事務調査日（令和8年1月20日）現在において5台の子メーターの有効期間（令和2年3月及び令和6年2月）が超過していたが、使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、産業技術センター分については159,436円を過少に、東毛産業技術センター分については98,221円分を過大に徴収していた。
講 じ た 措 置	令和8年1月20日の事務調査を受け、同年7月1日に有効期限切れの子メーターを交換した。 電気料の算定事務について、計量法等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に改めて周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	管理総合事務所
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 当該機関が管理する小発電所の敷地は、昭和12年度に都市計画法に基づく風致地区に指定されており、前橋市条例に基づき緑化率が定められているため、建物の建築確認の際には緑化率を満たす必要がある。 また、小発電所の敷地は、平成8年度に都市計画法に基づき「第一種中高層住居専用地域」に指定され、建築基準法施行令第137条の7第1項第3号により、既存不適格建築物を増築する場合には既存部分の2割の面積までに限られており、同年度に増築可能な面積の範囲内で発電所消音室の増築工事（以下「一次増築」という。）が実施されている。 当該機関は、平成28年度放水庭ゲート巻上機上屋建設設計委託において、一次増築の面積を考慮した増築可能面積及び緑化率の検討をせずに設計を行い、令和6年10月10日付で放水庭ゲート上屋設置工事の請負契約を締結したが、前橋市との建築確認に係る事前協議において増築可能面積及び緑化率等についての不備が指摘され、工事の実施が困難となった。 これにより、令和7年2月28日付で当該請負契約を解除したため、受注者に対して500万円の損害賠償が発生した。 （注意事項） 群馬県企業局財務規程第85条第1項第13号において、災害等緊急経費を前渡することができることとされ、同規程第89条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に振替伝票に資金前渡精算書及び証拠書類を添え

	て、支出命令者の確認を受けて企業出納員に提出しなければならないとされている。 当該機関は、令和7年4月1日に資金前渡された災害等緊急経費について、事務調査日現在（同年12月19日）において、第1四半期及び第2四半期の精算を行っていなかった。
講 じ た 措 置	（指摘事項） 当該工事受注者に対し、損害賠償金500万円を令和7年7月10日に支払を行った。 今後は、予算要求の段階から工事に関連する法令等の確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な工事発注に努めることとした。 （注意事項） 再発防止を図るため、群馬県企業局財務規程等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	東毛工業用水道事務所
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（注意事項） 地方自治法第234条の2第1項において、普通地方公共団体が工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合、当該普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。 また、群馬県建設工事に係る業務委託事務取扱要綱別記様式7号業務委託契約約款第31条において、受注者は、業務を完了したときはその旨を発注者に通知しなければならない、発注者は完了の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならないとされており、同条第5項において、受注者は検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならないとされている。 当該機関は、東毛工業用水道新取水施設予備設計業務委託において、令和7年7月31日に受託者から完了報告書が提出されたため同年8月5日に完了検査を実施したところ、設計図書に定められた概算工事費算定の一部の資料が未完了だったが、出来高合計を100%として検査合格とした。その際に、受注者に対し、未完了であった資料について同月20日までの提出を指示し、同日に受託者から資料が提出されたが、これを検査していなかった。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県建設工事に係る業務委託事務取扱要綱別記様式7号業務委託契約約款第31条第2項の検査に合格しないときは、同条第5項における修補完了後の検査の実施を徹底するよう職員に周知した。 今後は、検査員が検査前に業務委託契約約款の確認を徹底するなど、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	心臓血管センター
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 群馬県病院局の処務等に関する規程第2条において、病院局における事務処理、服務等に関しては、群馬県処務規程の例によるとされており、群馬県処務規程第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これを処理してはならないとされている。

	また、群馬県病院局の処務等に関する規程第11条において、公印は、押印すべき文書に決裁済の回議書等を添えて、公印取扱主任の照合を受けてから、明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。 当該機関は、設計受託契約及び工事監理受託契約を締結した受託者から提出された「建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面」について、決裁責任者への文書の回議を行わないまま公印を押印していた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、公印の押印に当たっては、押印すべき文書に決裁済の回議書類を添えて、公印取扱主任の照合を受けるよう職員に周知徹底した。

監 査 対 象 機 関	精神医療センター
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 群馬県病院局会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の計算については、群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「規程」という。）第14条及び第14条の2に規定されている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和7年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の額の計算において、規程第14条第4項の会計年度任用職員の区分を誤り、期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額を算出したため、期末手当及び勤勉手当が過大支給となっていた。 (注意事項) 群馬県病院局職員の通勤手当の支給については、群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例第10条において規定されており、その額は群馬県病院事業職員の給与に関する規程第12条に定められている。 当該機関は、職員1名に対し、育児休業等の取得に伴い通勤手当の減額をしたが、育児休業期間終了後、令和6年3月から令和7年9月までの期間において通勤手当を支給せず、同年10月に当該期間分の通勤手当を一括して支給していた。
講 じ た 措 置	(指摘事項) 会計年度任用職員1名に対し、過大支給となっていた令和7年6月の期末手当及び勤勉手当について、同年12月26日付けで通知し返納を求めた。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。 (注意事項) 同様の事案の有無について再確認を行った。 再発防止を図るため、今後は、休業等による通勤手当の支給停止処理を記録し、育児休業等の取得状況を記録した台帳との確認を徹底するなど、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	総合教育センター
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	(注意事項) パートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第5条第3項において定められている。 当該機関は、令和7年4月1日に報酬額の改正があったが、会計年度任用職員1名について、同年5月分から同年9月分まで改正前の単価で報酬額を算出したため、52,800円過少に支給していた。また、同年4月1日に教育相談委員の報償金額の改正を行ったが、委嘱を受けた相談委員1名について、同年4月分から同年9月分まで改正前の単価で報償金を算出したため、1,600円過少に支給していた。
講 じ た 措 置	会計年度任用職員1名及び相談委員1名に対し、過少支給となっていた額につい

	て、令和7年12月5日に追給を行った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。
--	---

監査対象機関	ぐんま昆虫の森
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監査の結果	(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。 当該機関は、子メーターの運用について、次のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて（通知）（平成29年3月22日教育委員会教育長）」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定を準用して計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和7年11月26日）現在において3台の子メーターの有効期間（令和6年1月及び同年3月）が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、336,823円過少に徴収していた。 (2) 当該機関は、ミュージアムショップ運営に係る教育財産等使用許可に伴い、当該機関が設置した子メーターにより水道使用量を算定し、水道料金を徴収していたが、事務調査日（令和7年11月26日）現在、当該子メーターの有効期間（平成25年3月）が超過しており、取引又は証明に使用できない状態のまま、水道使用量の算定に用いていた。 (3) 当該機関は、ミュージアムショップ運営に係る教育財産等使用許可に伴い、当該機関が設置した子メーターにより電気使用量を算定して電気料を徴収していたが、事務調査日（令和7年11月26日）現在、当該子メーターには検定証印あるいは基準適合証印が表示されておらず、取引・証明用として使用できない状態のまま、電気使用量の算定に用いていた。 (指摘事項) 契約担当者は、群馬県財務規則第189条第1項において、随意契約をする場合は、予定価格を定めなければならないとされ、第190条第1項において、随意契約をしようとするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。また、群馬県教育委員会事務局等処務細則第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければこれを処理してはならないとされている。 当該機関は、複写サービスの契約において、予定価格の設定や執行伺を作成せずに見積書を徴し、相手方の決定について契約担当者（決裁責任者）の決裁を受けていなかった。
講じた措置	(指摘事項)

	電気料及び水道料の算定事務について、再発防止を図るため、行政財産使用許可事務取扱要領にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。 (指摘事項) 再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係法令に即した適切な事務処理を徹底するよう職員に周知した。 併せて、定期的な進捗状況の確認、事務処理手続きの適否に着目した内部チェック体制を強化した。
--	---

監 査 対 象 機 関	生涯学習センター
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日(群馬県報号外第16号) 監査公表第7号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 群馬県教育委員会事務局等处務細則第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければこれを処理してはならないとされており、群馬県教育委員会公印規程第10条において、公印は、押印すべき文書に決裁済の回議書等を添えて公印取扱主任の照合を受けてから明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。 また、群馬県財務規則第3条において、契約(設計金額5,000万円以上の工事費の支出に係るものを除く。)に関することは、知事から生涯学習センター館長に権限が委任されている。 当該機関は、遠隔監視システム賃貸借契約外4契約について、決裁責任者(生涯学習センター館長)への文書の回議を行わないまま、公印を押印し契約を締結していた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県教育委員会事務局等处務細則及び群馬県教育委員会公印規程等の関係例規にのっとりた事務処理を行うよう担当職員に徹底した。 また、公印の使用に際しては、必ず上司の了承を得てから押印することを徹底するとともに、事務処理の進捗状況をチェックリストにより確認して、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	高崎工業高等学校
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日(群馬県報号外第16号) 監査公表第7号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて(通知)(平成29年3月22日教育委員会教育長)」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約及び使用許可に伴い、子メーターに

	より計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。令和8年1月まで2台の子メーターの有効期間（令和6年2月）が超過していたが、使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、117,492円過少に徴収していた。
講 じ た 措 置	電気料の算定事務について、再発防止を図るため、行政財産使用許可事務取扱要領にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	伊勢崎高等学校
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。 当該機関は、管理特別教室棟の改修工事において電気料及び水道料を受注者から徴収しているが、事務調査日（令和8年2月9日）現在において、受注者が設置した検定証印あるいは基準適合証印が表示されていない又は有効期間を超過した子メーターを7台（電気用5台・水道用2台）使用し、当該子メーターの表示する使用量に基づき電気料及び水道料を算定し、徴収していた。
講 じ た 措 置	電気・水道料の算定事務について、再発防止を図るため、事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	館林女子高等学校
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて（通知）（平成29年3月22日教育委員会教育長）」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。令

	和6年3月31日まで使用していた1台の子メーター及び事務調査日（令和8年2月10日）現在において使用している1台の子メーターの有効期間（令和5年7月）が超過していたが、使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、170,758円過少に徴収していた。
講 じ た 措 置	電気料の算定事務について、再発防止を図るため、行政財産使用許可事務取扱要領にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	大泉高等学校
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（注意事項） 地方自治法第231条の3第1項において、普通地方公共団体の長は、使用料その他の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また、群馬県財務規則第234条において、収入調定者は、同法第231条の3第1項による督促をするときは、当該債権に係る納期限後20日以内に督促回議書及び督促状を作成し、督促状を債務者に送付しなければならないとされている。 当該機関は、納期限までに納付されていない全日制高等学校授業料について、納期限後20日以内に督促状を債務者に送付していなかった。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、複数の職員によるチェック体制とともに、群馬県財務規則等に基づく事務処理を徹底するよう職員に周知した。 また、対応が困難な事案に対しては、関係課と十分協議し、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	二葉特別支援学校
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県財務規則（以下「規則」という。）第68条第1項において、支出命令者は、経費を支出しようとする場合は、規則第70条第1項各号に規定する事項を調査し、関係書類に基づき支出回議書を作成し、これを会計管理者又は出納員に送付することにより、支出命令を発しなければならないこととされている。また、規則第70条において、会計管理者又は出納員は、支出命令を受けた時は、金額の算定が適当か、支出負担行為の決議書類又は支出負担行為済通知書と支出回議書の内容とを審査し、確認をしなければならないこととされている。 当該機関は、一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託（単価契約）において、契約書と異なる単価で算出された請求書に基づき支払ったため、支払額が12,570円過少であった。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	館林高等特別支援学校
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第7号
監 査 の 結 果	（指摘事項）

	群馬県立学校処務規程第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これ进行处理してはならないとされており、また、群馬県教育委員会公印規程第10条において、公印は、押印すべき文書に決裁済の回議書等を添えて、公印取扱主任の照合を受けてから、明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。 当該機関は、会計年度任用職員の勤務実績報告書について、決裁責任者への文書の回議を行わないまま公印を押印していた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、群馬県立学校公文書管理規程等の関係例規にのっとった事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	団地総合事務所
監査結果の公表年月日	令和8年3月31日（群馬県報号外第16号）監査公表第8号
監 査 の 結 果	（指摘事項） 宅地造成等規制法施行令第12条第1項において、擁壁にはその裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならないとされている。 当該機関は、令和4年7月26日から令和5年8月31日まで実施した千代田第三工業団地造成工事において、調整池の法面コンクリートの裏面に透水層を設けていなかったため、法面コンクリートの裏面に浸透した雨水が排出されず、地下の水位及び水圧が上昇し、法面コンクリートの浮き上がりやクラック、底板コンクリートと法面コンクリートの境界からの土砂流出、隣接する歩道の陥没、転落防護柵の沈下等の発生を令和6年9月11日に確認した。 このため、令和6年12月27日から令和8年2月27日まで千代田第三工業団地調整池法面復旧工事を実施する必要性が生じ、52,481千円の特別損失を計上した。 （検討事項） 都市計画法第39条において、開発行為等により設置された公共施設は事業完了の公告の日の翌日にその公共施設の存する市町村の管理に属するものとするとしてされている。 当該機関が造成した「千代田第三工業団地」について、知事が令和6年1月12日付けで事業完了を公告し、調整池や道路等の公共施設は翌13日に千代田町の管理に属することとなった。 当該機関は、令和6年9月11日に当該公共施設の一部の破損が確認されたことから復旧工事を実施していたが、開発行為等により設置され市町村の管理に属することとなった公共施設の破損等に対して、その施設を造成した者の責任を明確にしておく必要がある。
講 じ た 措 置	（指摘事項） 再発防止を図るため、令和8年4月1日に群馬県企業局「団地造成設計技術検討会」実施要領を施行し、併せて企業局掲示板にも掲載し、職員に周知を図った。 今後、一般的な工法以外や過去の団地造成で前例のない工法を採用する際には、本検討会において検討することとした。 （検討事項） 企業局が団地造成事業で設置した施設における責任の明確化のため、今後事業化する造成事業では「団地造成事業に関する協定書」に責任の明確化を追記することとした。 事業中の造成事業については令和8年5月26日までに「団地造成事業に関する協定書」に責任の明確化を追記するなどの対応を実施した。

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年8月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 第3次群馬自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年7月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 1,598,564,616円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111